

国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16情経教規則第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第10条第4項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p style="text-align: center;">(センター長)</p> <p>第3条 センター長は、本学の教授をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの業務を掌理する。</p> <p>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 センター長の選考は、共生科学技術研究院(以下「研究院」という。)、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教授各1人のうちから、教育研究評議会の議に基づき、学長が行う。</p> <p>第4条～第10条 省略</p> <p>附 則 省略 附 則 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第8条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学総合情報メディアセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(センター長)</p> <p>第3条 センター長は、本学の教授をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの業務を掌理する。</p> <p>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 センター長の選考は、共生科学技術研究院(以下「研究院」という。)、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教授各1人のうちから、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。</p> <p>第4条～第10条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則
この規則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。